

第33回 中小企業政策審議会資料

中小企業庁

2021年6月

1. 政省令告示の主な改正内容

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の概要

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法律の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1

「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援(最大0.2%の利子補給等)

2

「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

4

中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3

「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ(中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ)
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

5

「新たな日常」に向けた事業環境の整備

- | | | | |
|--|---|-------------------------------|--|
| 1. 規制改革の推進 | 2. ベンチャー企業の成長支援 | 3. 事業再編の推進 | 4. 事業再生の円滑化 |
| ① バーチャルオーナー株主総会の実現 | ① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度 | ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延の事前認定の不要化 | ① 事業再生ADR(私的整理)から簡易再生手続(法的整理)への移行等の円滑化 |
| ② 規制のサンドボックスの恒久化 ^{*1} (生産性特措法からの移管) | ② 国内ファンド(LPS)による海外投資拡大(現行の海外投資50%規制の適用除外) | ② 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外 | |
| ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例(民法等の特例) | | | |

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性向上特別措置法は廃止

^{*1}:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

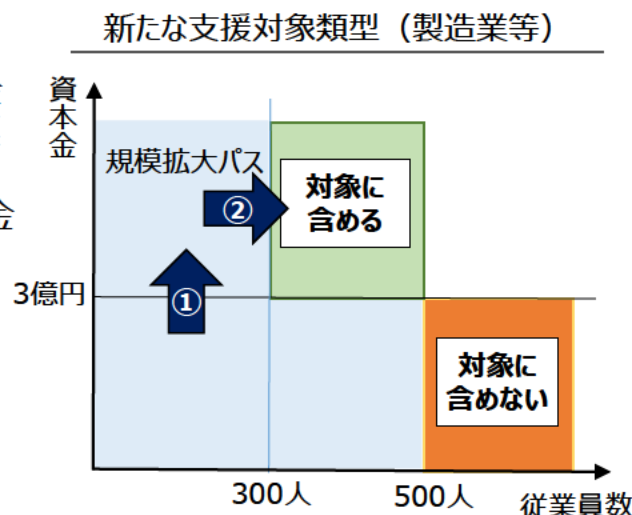
④中小企業の足腰の強化

- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **（19年度補正・20年度補正で5.8万社支援）**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。
※計画認定に紐付く金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



2. 経営資源集約化の促進【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた
規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。
（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な
基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。
〔例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引
ホテル運営会社と客室清掃業者との取引 等〕
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

改正法のスケジュール

スケジュール

2号施行	2021年6月16日	先端設備等導入計画（固定資産税軽減）の移管
3号施行	2021年6月17日	中小機構の助成業務の拡大
本施行	公布の日から3月以内	- 新たな支援対象類型の創設 - 経営資源集約化税制 - 中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する信用保険法の特例措置 - 国による中小企業者へのハザードマップ等の周知の協力 - 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度 等
4号施行	公布の日から1年以内	- 支援対象の見直しに伴う公庫法の特例措置 - 中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する公庫法の特例措置

※ 新たな支援対象類型の対象に含めない企業群については、一定の猶予期間を設ける（2023年3月末まで対象とする）。

ご審議いただきたい事項について

- 法律上諮問が必要な基本方針、創業指針の改正を含め、改正法に関連する政省令告示の主な改正内容についてご審議いただきたい。

政省令告示の主な改正内容

該当法令		主な改正内容	頁
2号施行	基本方針（※1）	先端設備等導入計画に関する規定（「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」）を生産性向上特別措置法から移管	P. 7
	創業指針（※2）	産業競争力強化法の項ずれに伴う改正	—
本施行	経営強化法 施行令、施行規則	- 新たな支援対象類型（特定事業者）の創設に伴う政令指定業種の従業員基準の設定 ※ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業 - 中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する金融支援の要件（災害救助法の適用を受けた災害や指定感染症の影響を受け、事業継続が困難となる場合等）の設定（※4）	P.16-22
	基本方針（※3）	「中小企業者（等）」を「特定事業者（等）」に改正 - 経営課題やプライオリティを明確化した具体的な経営戦略と位置づけられるよう、計画の記載事項を見直し（省令の様式・基本方針の改正） - 経営資源集約化税制を受けるために必要となる「事業承継等事前調査（デューデリジェンス）」に係る記載欄の追加	P.9-15
	経営革新計画、 経営力向上計画	補助事業等の支援を実施した場合のフォローアップ等	
	経営革新等 支援機関	- ハザードマップ等の周知の促進 - 日本公庫等による、中堅企業による中小企業との連携事業継続力強化の取組の促進	
	事業継続力 強化計画	産業競争力強化法の項ずれに伴う改正	—
	創業指針（※2）	産業競争力強化法の項ずれに伴う改正	—
	下請振興法関係	下請中小企業取引機会創出事業者の認定基準の創設	P.23-25

※1 中小企業等経営強化法第2条第3項に基づき、中小企業政策審議会への諮問が必要

※2 産業競争力強化法第126条第4項に基づき、中小企業政策審議会諮問が必要

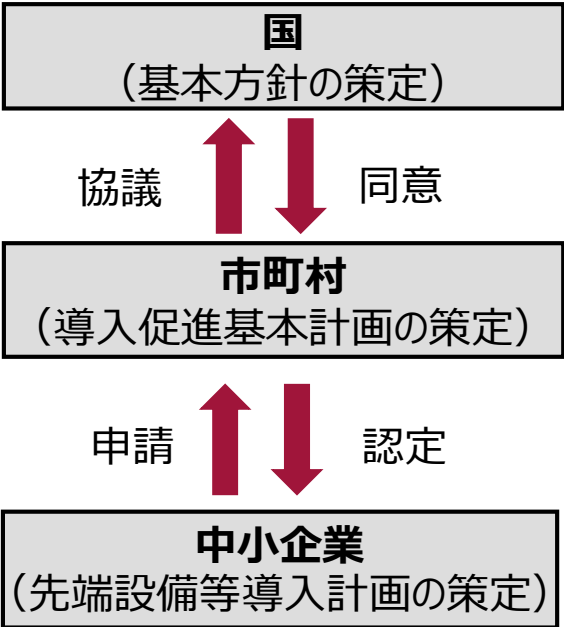
※3 中小企業等経営強化法第2条第3項に基づき、中小企業政策審議会及び産業構造審議会への諮問が必要

※4 中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する公庫法の特例措置については4号施行

先端設備等導入促進制度の概要

- 改正法において、生産性向上特別措置法に規定していた「**先端設備等導入促進制度**」を**中小企業等経営強化法に移管し、恒久化**。
- 各自治体は、政府が定めた「**基本方針**」に基づいて「**導入促進基本計画**」を策定。中小企業は、各自治体が定めた「導入促進基本計画」に基づいて「**先端設備等導入計画**」を策定し、**自治体から認定を受ける**。
- なお、当該計画の認定を受けた中小企業に対する**固定資産税の特例（固定ゼロの特例）**は、新型コロナウイルス感染症対策のための税制上の措置として、**事業用家屋や構築物を追加し、適用期限が2年間延長（2023年3月末まで）**されている。

認定スキームと制度の概要



対象地域	• <u>全国1,656自治体（市区町村：1741）</u> （うち1,654が固定ゼロの特例（2021年3月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
認定実績 （先端設備等導入促進計画）	• 52,600件（2018年6月～2021年3月の間）
対象設備	• <u>機械装置・器具備品</u>などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの • <u>事業用家屋</u> ※取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの
特例措置	• <u>固定資産税（通常、評価額の1.4%）を投資後3年間ゼロ～1／2に軽減</u> ※軽減率は各自治体が条例で定める

先端設備等導入促進制度に係る基本方針改正のポイント（2号施行）

- 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画に関する規定を新設（※）するとともに法律の項ずれに伴う改正も措置。

※ 生産性特別措置法の規定に基づく「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」を「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に移管。

基本方針に新設する規定の概要

目標の設定に関する事項	目標	・ 市町村は自地域の特性を分析したうえで、先端設備等の導入の目標を設定する。
	経営指標	・ 先端設備等導入計画を認定するにあたっては労働生産性の向上をその判断基準とし、その目標伸び率は年平均3%以上とすること。
基本的な事項	先端設備等の種類	・ 市町村は、自地域の特性に鑑みて、省令で定められている先端設備等（※）のうち対象とする種類を限定して設定することができる。
	内容	・ 市町村は、地域、業種、事業等を限定し、先端設備等導入を重点的に支援する分野を定めることができる。
	計画の期間	・ 導入促進基本計画の期間は、原則2年間とする。 ・ 先端設備等導入計画の期間は3～5年間とする。
配慮すべき事項	雇用への配慮	・ 市町村は、人員削減を目的とした取組を認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

※ 先端設備等導入促進制度の支援対象となる先端設備等の要件は「中小企業等経営強化法施行規則」で規定する（経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の規定を移管）。具体的には、直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備、建物、構築物、ソフトウェア。

(参考) 導入促進基本計画のひな形・先端設備等導入計画の様式

導入促進基本計画

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
…
 - (2) 目標
…、計画期間中に〇〇件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。
 - (3) 労働生産性に関する目標
事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。
- 2 先端設備等の種類
本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第23条第1項に定める先端設備等全てとする
- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - (1) 対象地域
〇市区町村内全域とする。
 - (2) 対象業種・事業
本計画において対象とする業種は、全業種とする。
- 4 計画期間
 - (1) 導入促進基本計画の計画期間
国が同意した日から2年間とする。
 - (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
 - ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

先端設備等導入計画

- 1 名称等
 - ・ 事業者の氏名又は名称
 - ・ 代表者名（事業者が法人の場合）
 - ・ 法人番号
 - ・ 資本金又は出資の総額
 - ・ 常時使用する従業員の数
 - ・ 主たる業種
- 2 計画期間
●年●月 ～ ●年●月
- 3 現状認識
 - ① 自社の事業概要
 - ② 自社の経営状況
- 4 先端設備等導入の内容
 - (1) 事業の内容及び実施時期
 - ① 具体的な取組内容
 - ② 将来の展望
 - (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標
現状、計画終了時の目標、伸び率
 - (3) 先端設備等の種類及び導入時期
設備名、設備の種類、導入時期、金額等
- 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
使途・用途、資金調達方法、金額

先端設備等導入促進制度以外の基本方針改正のポイント（本施行）

- 「中小企業等の経営強化に関する基本方針」について以下の改正（※）を行う（経営力向上計画の申請様式の改正に関するものは次項に記載）。

※ 法改正に伴い創業に係る規定を削除することから、基本方針の所管省庁が変更となる。このため、形式的には既存の基本方針を廃止したうえで、新たに基本方針を制定する。

項目		改正内容
経営革新計画、 経営力向上計画	特定事業者（等）（※1）	「中小企業者（等）」を「特定事業者（等）」に改正
	計画の目標値	計画終了時点での付加価値額・労働生産性について、計画の実施を通じて少なくとも正の値となることを求めるよう改正
	計画の実効性確保	- ローカルベンチマークの定義規定に、ローカルベンチマークを構成する「商流・業務フロー」に関する記載を追加（※2）。 - 特定事業者は、経営革新のための新事業に係る市場に関する調査及び分析をすること（経営革新計画のみ）
経営革新等 支援機関	補助事業等の支援	- 補助事業等の支援を実施した場合、当該補助事業等のその後の一定の事業期間においてもフォローアップを実施すること - 認定経営革新等支援機関が連携する外部支援機関に、認定情報処理支援機関等を追加
	事業承継	「中小M&Aガイドライン」を踏まえて、M&Aを通じた第三者への事業引継ぎを含む計画的な事業承継に向けた取組を促すこと
事業継続力 強化計画	ハザードマップ（※1）	- 地方公共団体は、ハザードマップ等の周知を行うこと - 国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、必要な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めること
	連携事業継続力強化（※1）	日本公庫等は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業による中小企業との連携事業継続力強化に係る取組の促進に努めること

※ 1：今般の法改正に伴う改正事項

※ 2：事業性評価の「入口」として、財務情報等に加えて、商流・業務フローを整理するための記入シートを提供

経営力向上計画の申請様式の改正

- 的確な経営力向上事業の実施に向け、①**全社レベルでの経営課題**、②**実施期間に関する記載項目を追加**。
- また、**事業承継等事前調査（デューデリジェンス）を任意的記載事項として追加**（経営資源集約化税制の要件）。

申請様式の改正内容（案）

申請様式の項目	改正内容
現状認識	申請様式中「4 現状認識」に「④ 経営課題」の項目を追加し、経営力向上事業の実施が「経営課題」の解決に資することを明確化。 ※ 「自社の経営状況」の分析では、ローカルベンチマークの活用を求めるものとする。（電子申請に当たっては、経営状態を把握する指標を算出する際の計算根拠として記載を求めている。）
経営力向上の目標	計画終了時点での付加価値額・労働生産性の値が正となることを求める。
経営力向上の内容	申請様式中「6 経営力向上の内容」の「（3）具体的な実施事項」の表中に、「実施期間」の項目を追加。
事業承継等事前調査に関する事項の記載内容	- 調査の種類には、法務、財務・税務等の種類を記載。 - 調査の主体には、実施者と弁護士・公認会計士・税理士等の資格を記載。 - 調査の内容には、どのような項目について調査を行う予定か記載。（別途チェックシートを整備予定。）

※経営革新計画においても「経営課題」の項目を追加（「実施期間」は既に記載事項となっている）。

(参考) 経営力向上計画のスキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

【事業分野別指針（21）と所管省庁】

製造、卸・小売、石油卸・燃料小売、学習塾	経産省
旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設、不動産、旅客自動車運送事業	国交省
外食・中食、旅館(再)、医療、介護、保育、障害福祉、職業紹介事業・労働者派遣事業	厚労省
外食・中食(再)	農水省
CATV、電気通信、地上基幹放送	総務省

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制による支援
- M&A等の事業承継により他の事業者から取得した経営資源を有効活用する場合、許認可等の承継等の法律上の支援、登録免許税や不動産取得税の軽減措置による税制による支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択

【認定件数(R3.3月末時点)：120,131件】

**事業分野別
経営力向上推進機関**

- ・自動車整備振興会連合会
- ・全日本トラック協会
- ・情報通信ネットワーク産業協会
- ・自動車部品工業会
- ・能率協会
- ・電子回路工業会
- ・ホムテック協会
- ・素形材センター
- ・旅館協会

- ・CATV連盟
- ・大阪府産業支援型NPO協議会
- ・印刷技術協会
- ・放送サービス高度化推進協会
- ・ケーブルラボ
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益社団法人全国学習塾協会

普及啓発
人材育成

主務大臣
(事業分野別指針の策定)
提出先
(例) 経産省：各地方の経済産業局



経営力向上計画

申請事業者
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・士業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険料会からの支援を受けることが可能。

(参考) 経営力向上計画の認定状況

- 令和3年3月31日現在、120,131件を認定（経済産業省:56,909件、国土交通省:35,913件、農林水産省:11,572件、厚生労働省:8,589件、国税庁:1,662件等）

<認定事業者の内訳（120,131件）>

（業種別）

- 製造業：45,293件
- 卸・小売業：10,458件
- 建設業：29,874件
- サービス業(他に分類されないもの)：4,920件
- 医療、福祉業：6,331件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：3,914件
- 情報通信業：1,795件
- 学術研究、専門・技術サービス業：4,502件
- 生活関連サービス業、娯楽業：2,553件
- 宿泊業、飲食サービス業：2,475件
- 不動産業、物品賃貸業：1,504件
- 農業・林業：3,682件
- 運輸業、郵便業：1,538件
- 鉱業、採石業、砂利採取業：551件
- 教育、学習支援業：485件
- 漁業：211件
- 金融業、保険業：34件
- 複合サービス事業：10件
- 分類不能の産業：1件

（地域別）

- 北海道：5,862件
- 東北：7,327件
 - 青森:1,063件 -岩手:942件 -宮城:1,316件 -秋田:927件 -山形:1,486件 -福島:1,593件
- 関東：39,611件
 - 茨城:2,326件 -栃木:1,649件 -群馬:2,294件 -埼玉:3,969件 -千葉:2,901件 -東京:10,522件 -神奈川:4,500件 -新潟:2,663件 -山梨:835件 -長野:3,164件 -静岡:4,788件
- 中部：16,829件
 - 富山:1,596件 -石川:1,640件 -岐阜:2,806件 -愛知:8,798件 -三重:1,989件
- 近畿：24,756件
 - 福井:1,427件 -滋賀:1,663件 -京都:2,812件 -大阪:10,344件 -兵庫:6,248件 -奈良:1,166件 -和歌山:1,096件
- 中国：8,128件
 - 鳥取:865件 -島根:586件 -岡山:2,266件 -広島:3,155件 -山口:1,256件
- 四国：5,019件
 - 徳島:1,098件 -香川:1,372件 -愛媛:1,709件 -高知:840件
- 九州・沖縄：12,599件
 - 福岡:4,081件 -佐賀:822件 -長崎:1,368件 -熊本:2,110件 -大分:1,118件 -宮崎:981件 -鹿児島:1,253件 -沖縄:866件

(参考) 様式の改正内容 (案)

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野 事業分野別指針名

3 実施時期

年 月 ~ 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要						
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向						
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果					
		(現状値)			(計画終了時目標値)		
		指標	算出結果	評点	指標	算出結果	評点
		①売上高増加率	%		①売上高増加率	%	
		②営業利益率	%		②営業利益率	%	
		③営業生産性	(千円)		③営業生産性	(千円)	
		④EBITDA	(万円)		④EBITDA	(万円)	
		⑤EBITDA有利子負債倍率			⑤EBITDA有利子負債倍率		
		⑥営業運転資金	(万円)		⑥営業運転資金	(万円)	
		⑦自己資本比率	%		⑦自己資本比率	%	
④	経営課題						

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

※労働生産性を用いる場合は、「B計画終了時の目標」は正の数とすること。

指標の種類	A現状 (数値)	B計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A) / A) (%)

6 経営力向上の内容

- ① 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
② 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無
③ 具体的な実施事項

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	実施期間	新事業活動への取組 (該当する場合は○)

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

① 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

※7②以降の項目は、希望する支援措置に応じて記載。

② 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等

③ EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率	証明書等

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の文書番号等
1				
2				
3				

設備等の種類別	数量	金額 (千円)
小計		
合計		

※赤字が今回の改正箇所。

(参考) 様式の改正内容 (案)

9 特定許可等に基づく被承継等特定事業者等の地位

--

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容

11 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

(土地)

	実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1						
2						
3						

(家屋)

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
1						
2						
3						

(参考) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

- 経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置を創設する。

①M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

②雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

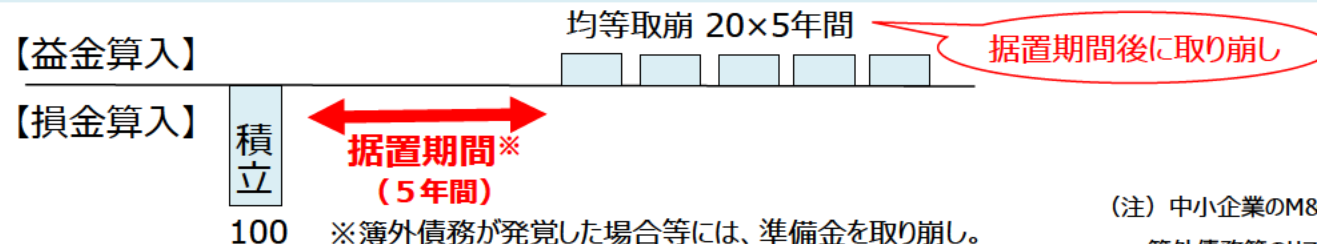
(参考) 具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。

M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

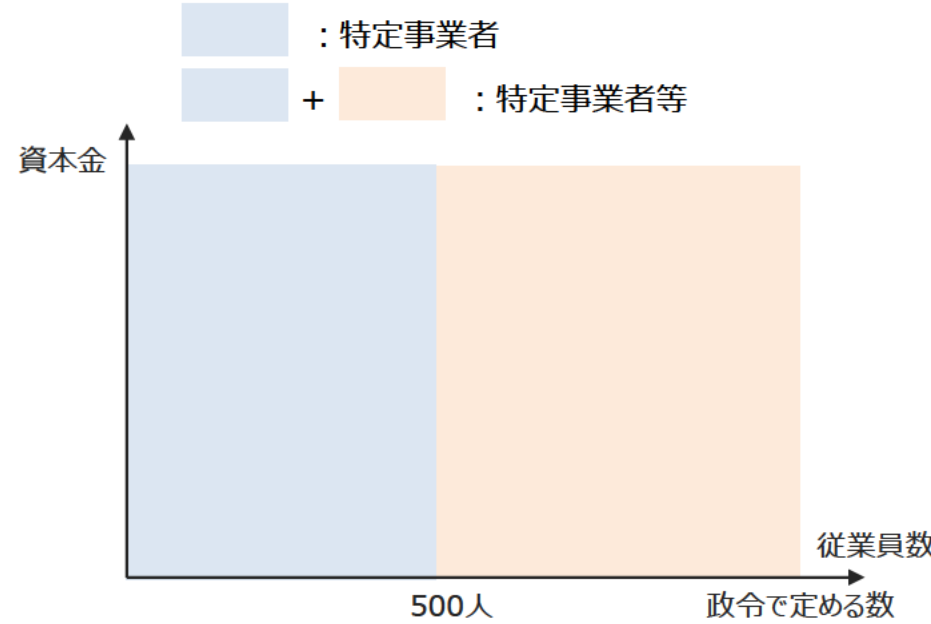


(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

新たな支援対象類型（特定事業者・特定事業者等）

- 今般の改正により、中小企業等経営強化法に、資本金に依らない新しい支援対象類型である「**特定事業者**」及び「**特定事業者等**」を創設。
- 特定事業者の範囲は、**4業種分類ごとに定義**。業種特性の強い産業における特定事業者の範囲は**別途政令で定める**こととしている。
- 特定事業者等の範囲は、**全業種一律に定義**し、**従業員基準の水準は政令で定める**こととしている。

特定事業者・特定事業者等の範囲（製造業の場合）



特定事業者の範囲

業種	従業員数
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

特定事業者等の範囲

業種	従業員数
全業種	政令で定める数

(参考) 現行の中小企業者における政令指定業種の定義

- 中小企業等経営強化法では、①**ゴム製品製造業**、②**ソフトウェア業**、③**情報処理サービス業**、④**旅館業**における中小企業者の範囲は政令で定められている。
- ①・④については、労働集約的な業種であることから、②・③は業態が製造業と類似していることから政令で範囲を規定している。

中小企業等経営強化法

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

赤字：法律で規定する水準と異なる点

中小企業等経営強化法施行令

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

特定事業者における政令指定業種の定義

- ①ゴム製品製造業、②ソフトウェア業、③情報処理サービス業、④旅館業のうち、①について特定事業者の定義を別途定めることのニーズはなかった（※）ため、②～④の3業種について、その定義を政令で定めることとする（定義の考え方は以下のとおり）。

※ 日本ゴム工業会、日本ケミカルシューズ工業組合、全日本ケミカルサンダル工業協同組合連合会、日本ゴム履物協会を通じて、所属企業へのヒアリングを実施。

政令指定業種の定義

	定義	定義の考え方
ソフトウェア業	従業員数 500人以下	一定の設備投資を要し、企画立案・概念設計、コーディング、検収といった一連の作業工程によりプログラムを作成するなど、業態が製造業に類似。このため、製造業と同じ基準を適用。
情報処理サービス業		一定の設備投資を要し、入力、加工処理、出力という一連の作業工程により、顧客の情報に加工等の処理を施すなど、業態が製造業に類似。このため、製造業と同じ基準を適用。
旅館業		- 多くの客を相手とするサービス業であり、従業員規模は他のサービス業と比べて大きくならざるを得ないなど、労働集約的な業種である。 - このため①サービス業一般の特定事業者のカバー率と、②旅館業の特定事業者のカバー率が、概ね同水準となるように設定（※）。

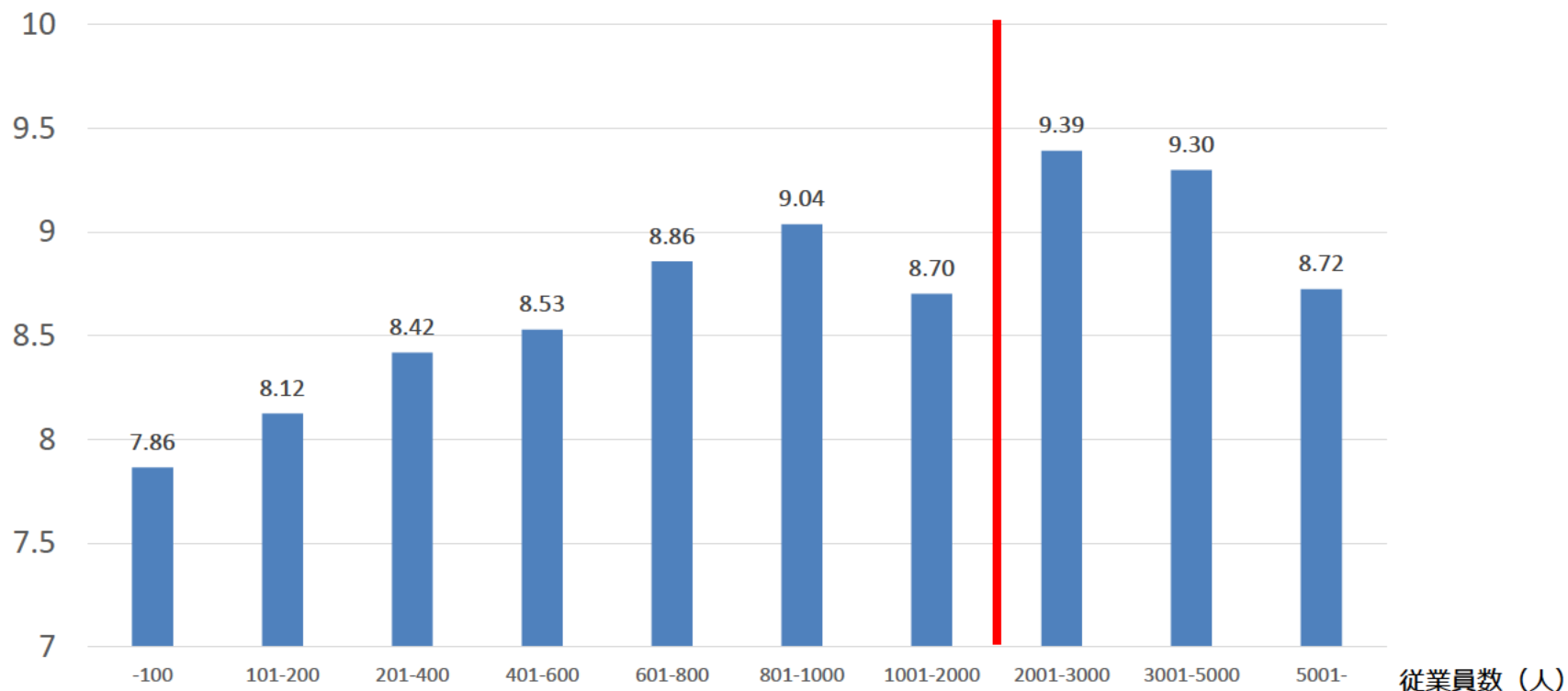
※ サービス業一般のうち特定事業者（従業員数300人以下の事業者）が占める割合は99.63%。
旅館業の従業員基準を500人以下とすると、旅館業のうち特定事業者が占める割合が99.71%となり、サービス業一般と同水準となる。

特定事業者等の範囲

- 特定事業者の範囲を設定した考え方と同様、高い労働生産性を実現している従業員規模の「手前」の規模まで支援するとの考え方に立ち、従業員数2,000人以下とする。

従業員規模別労働生産性

労働生産性（百万円）



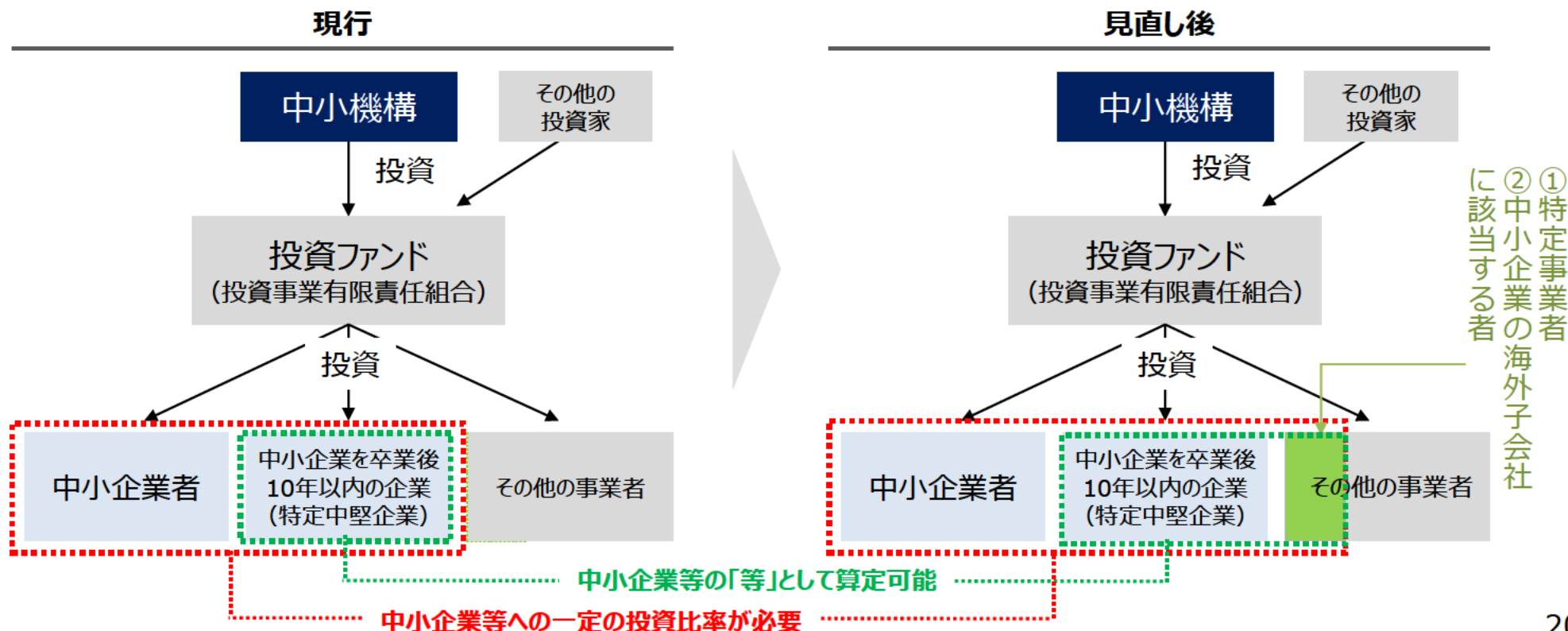
資料：平成28年企業活動基本調査 再編加工

(参考) 中小企業成長支援ファンドの投資対象の拡大

- 中小機構による出資事業（**中小企業成長支援ファンド**）は、中小企業の規模拡大を通じた生産性向上実現のために重要な支援策。
- 今般の法改正を踏まえ、上記ファンドの**中小企業への必要投資比率の算定特例に、特定事業者及び中小企業の海外子会社^(※)を含めること**としたい。

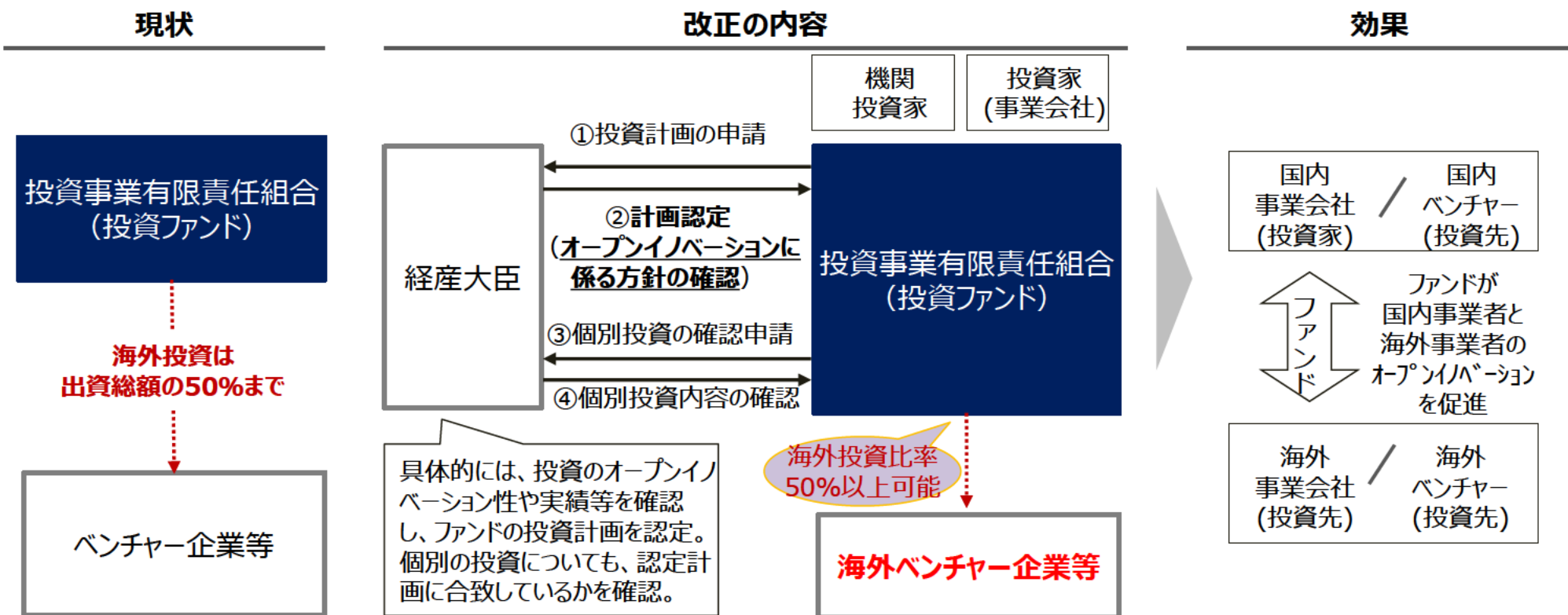
※経済産業大臣の認定を受けた投資ファンドが投資を行う場合に限る。

投資対象の拡大イメージ



(参考) 投資ファンドに関する海外投資上限の適用除外

- 我が国企業への資金供給確保の観点から、投資事業有限責任組合が行う海外出資は、出資総額の50%未満に制限（投資事業有限責任組合法で規定）。
- 今般の法改正により、経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資は、50%の海外投資比率規制の適用を除外。



(参考) 中小企業成長支援ファンドの概要

- 中小機構が実施しているファンド事業のうち、中小企業から中堅企業への成長を後押しするのは「中小企業成長支援ファンド」。
- 中小企業成長支援ファンドは、投資累計額、投資先企業数、IPO企業数などの実績においてファンド事業の中核を担う。

中小機構のファンド事業

ファンド種別		主な投資対象	類型
①	起業支援ファンド	創業又は成長初期の段階にある中小企業等 (設立5年未満の起業)	・ ベンチャーキャピタル
②	中小企業 成長支援ファンド	新事業展開、事業再編、事業承継等により、 新たな成長・発展を目指す中小・中堅企業等	・ グロースキャピタル ・ バイアウトファンド ・ 事業承継ファンド
③	中小企業 再生ファンド	再生に取り組む中小企業等	・ 事業再生ファンド

成長支援ファンドの実績（H22年7月～令和2年12月）

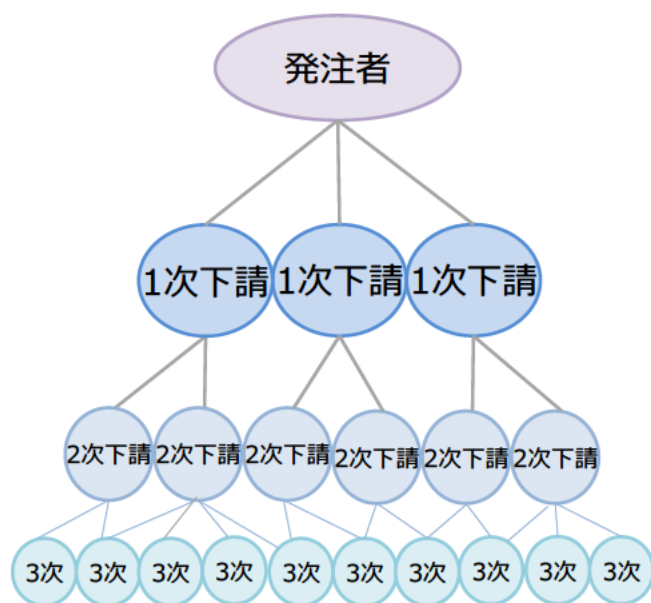
（金額単位：億円）

	出資先ファンド数	出資約束総額		投資累計額	投資先企業数	IPO企業数
		うち機構分				
中小企業 成長支援ファンド	91	9,359	2,530	5,535	1,331	74
ファンド事業計	177	13,484	4,106	7,529	3,131	89

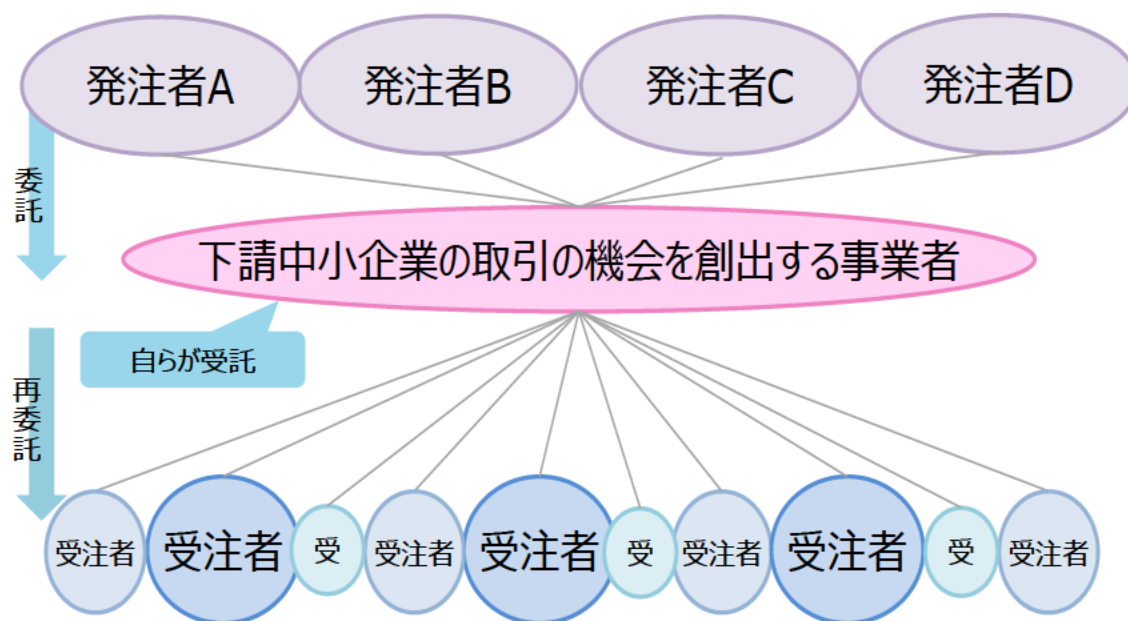
下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度

- 近年、デジタル技術の活用等により、発注者と下請中小企業との間に入り、**中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者**が現れている。
- こうした事業者（「**下請中小企業取引機会創出事業者**」）の**認定制度**を創設し、下請中小企業の利益確保に資する取組を一層促進する。

従来の一般的な下請取引構造



新たな取引機会の創出/受託内容・プロセスの最適化



※マッチングのみを行うのではなく、自らが発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う。

(参考) 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業を行う者の例

受発注プラットフォームであり受託製造メーカーでもあるキャディ株式会社

- キャディ株式会社は、AIを駆使して様々な金属加工製品の受発注のマッチングを行っている企業。
- 同社が開発した金属加工製品の自動見積・リアルタイム発注システム「CADDi」は、見積もりフォームにCADのデータと発注スペック（加工方法・材質・色など）を入力すると、品質や価格を考慮した上でベストなマッチングを行い、発注者に見積もりを提供することができる。

受発注システム「CADDi」概要

- 板金加工の受注をサイズ・材料・加工方法等によって300以上のカテゴリーに細分化し、それぞれを得意分野とする協力会社（パートナー）を採用し、あらかじめパートナーと取り決めた固定価格で生産委託する。
（※同じ加工でも、得意な会社・不得意な会社とで3～5倍の価格差が生ずる）
- 同社のパートナーはほとんどが従業員数20名以下の町工場。それぞれの町工場の得意な技術や分野を見極めた上でパートナーになってもらい、顧客からの受注内容に応じて最適なパートナーに生産委託をする。

メリット

- パートナーにとって、これまで多大な負担となっていた見積もり作成の手間が大幅に省ける
…価格低減要請を見越して価格を高め設定する等の駆引きが不要に
…受注の際に安く買い叩かれないようになる 等
- 年間を通じて安定した受注を見込める
＝多品種小ロットであっても製造コストの低減や一定の利益を享受できる。



下請中小企業取引機会創出事業者の認定基準

- **下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度**における認定基準は省令で定めるところとなっており、以下の基準を定めることを想定。

認定基準の概要

事業の内容 に関する基準

- ・ 振興基準に定める事項（※）に適合すると認められること。
※振興基準に定める事項・・・（例）契約条件の明示、十分協議した上で対価を決定する、情報化への積極的対応など。
- ・ 再委託をする中小企業者の決定にあたっては、中小企業者の技術や商品等の品質等を考慮するなど、合理的な理由をもって行うこと。
- ・ 再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者さらなる再委託をすることを認めないこと。
- ・ その他中小企業者の適切な取引機会を創出するものであること。

事業の 実施体制 に関する基準

- ・ 下請中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制・事業基盤を有していること。
- ・ 業務に関して知り得た情報の管理・秘密保持を適切に行う体制を有すること。

更新制

- ・ 2年の更新制
… 認定の更新を受けようとする場合には、認定を受けてから2年を経過する日の60日前までに申請を行う。

2. 中小企業関係組合に係る バーチャル組合総会・理事会

中小企業関係組合に係るバーチャルオンリー型組合総会・理事会

- 第32回中小企業政策審議会でのご議論を踏まえ、中小企業関係組合について、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催可能とするべく、省令を改正（5月14日公布・施行）。
- さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会やハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、実務上の留意点や法的・実務的論点などを整理した実務指針を策定（内容は次頁参照）。

改正内容（中小企業等協同組合法施行規則）

改正前

（総会の議事録）
第百三十九条　〔略〕
2　〔略〕
3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二～六　〔略〕

改正後

（総会の議事録）
第百三十九条　〔略〕
2　〔略〕
3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）
二～六　〔略〕

バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針の概要

第2章	目的	法的・実務的な観点から最低限留意すべき事項や、法的・実務的な論点に対する具体的対応策を示すことにより、 バーチャル組合総会・理事会の開催を促進 すること
	対象	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法、技術研究組合法及び輸出入取引法 ※輸出入取引法は5月21日改正により追加
第3章 総会	基本的 考え	① 情報伝達の「 双方向性 」と「 即時性 」を確保しなければならない ② 特にバーチャルオンリー型組合総会においては、 インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に対する配慮 が求められる（例、書面による議決権行使の整備等）
	法的・実務的論点整理	1 本人確認の方法 ① 組合員毎に個別のID・PWを付与する ② 共有のID・PWを付与する場合は目視等による本人確認を行うといったように、 リアル組合総会と同等の本人確認が必要
		2 議決権の行使 バーチャルオンリー型組合総会においては、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に配慮し、 書面による議決権行使を定款で認めなければならない。
		3 質問・緊急議案 ・ 質問回数や文字数など 合理的な制限は許容される。 ・ 緊急議案の提案を制限しうるものの、バーチャルオンリー型組合総会においては、工夫が求められる（例、挙手等による決議等）。
		4 役員の選挙 ① 選挙人の氏名を記載しないこと ② 選挙人以外の第三者が選挙人の投票内容を確認できないことという要件（無記名投票）を満たせば、 バーチャル組合総会においても役員選挙が可能。
		5 招集通知 ID・PW、議決権行使の方法、通信障害発生の可能性、バーチャル出席組合員に対する合理的な制限内容等を 招集通知に記載しなければならない。
		6 通信障害 ① 合理的な予防策を取り、通信障害のリスクを事前に告知することが重要。 ② 特に、 バーチャルオンリー型組合総会においては、決議不存在となるリスクに備え、バックアップ手段を準備することが重要。
第4章 理事会	基本的な考え方は総会と同様であるが、 従来より広く実施されてきた実質的なバーチャルオンリー型理事会の実務を維持すれば足りる。	